

平成26年12月9日

沖縄県土木建築部長 殿
沖縄県農林水産部長 殿
沖縄県企業局長 殿

意見書

沖縄県公共工事入札契約適正化委員会
委員長 幸 喜 令



第1 意見の趣旨

有限会社長浜建設及び沖縄ピーシー株式会社に対する指名停止の措置を解除する必要はないと思料する。

第2 意見の理由

1 主に検討した点

平成26年1月13日に発生した死傷事故（以下「本件事故」という。）に関し、有限会社長浜建設（以下「長浜建設」という。）及び沖縄ピーシー株式会社（以下「沖縄PC」という。）が、沖縄県土木建築部、同農林水産部及び同企業局の「工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」（添付資料1。以下「本要領」という。）第6条第1項の規定に基づく別表第1第5号に規定されている「安全管理の措置が不適切であった」との要件に該当するか否か。

2 前提事実ないし前提条件

(1) 本件事故を発生させたポルトレーラー（以下「本件トレーラー」という。）の運行に関し、道路法第47条の2に基づき、「徐行、連行禁止及び車両の前後に誘導車を配置すること」という通行許可条件が附されていたこと

- (2) 本件事故の現場が通行許可外の道路であったこと
- (3) 本件事故の際、本件トレーラーの後ろに後尾警戒車が配置されていなかったこと

3 長浜建設の責任

長浜建設は、沖縄県土木工事共通仕様書（添付資料2）「1-1-1-32 交通安全管理」の「2. 輸送災害の防止」及び「3. 交通安全等輸送計画」に基づき、関係機関と打合せの上、交通安全に関する担当者、輸送経路、交通誘導員の配置等の事項について計画を立て、施工計画書に記載すると共に、災害の防止を図らなければならない。

長浜建設は、架設工計画書（添付資料3。以下「本件施工計画書」という。）に、①長浜建設が安全管理全般及び交通規制管理全般を担当し、②本件事故の現場を通行しない経路による運搬を計画し、かつ、③運搬工の留意事項・安全対策として、交通法規則を守り安全運転に努め、本件トレーラーには後尾警戒車を付す等の記載をしていた。

しかしながら、長浜建設は、自らが安全管理全般及び交通規制管理全般を担当していたにも拘わらず、本件施工計画書及び通行許可条件に基づかない経路で本件トレーラーを通行させ、かつ、本件施工計画書及び通行許可条件のとおり後尾警戒車を付さなかった。

したがって、長浜建設について、「安全管理の措置が不適切であった」と認められる。

4 沖縄P Cの責任

沖縄P Cは、長浜建設からの一次下請業者であるところ、本件施工計画書において運搬作業の統括指揮を担当するものとされ、沖縄P Cも本件施工計画書の内容を把握・了承している。

そのため、沖縄P Cは、本件施工計画書の記載のとおり運搬作業を行うべく、二次下請以下の業者に対する統括指揮を

行わなければならなかったにも拘わらず、本件施工計画書及び通行許可条件に基づかない経路で本件トレーラーを通行させ、かつ、本件施工計画書及び通行許可条件のとおり後尾警戒車を付さなかった。

したがって、下請負人である沖縄PCについても「安全管理の措置が不適切」と認められ、本件事故の発生に関して責めを負うべきところ、本要領第7条第1項に基づいて指名停止することとなる。

以 上

添付資料

- 1 工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領（抜粋）
- 2 沖縄県土木工事共通仕様書（抜粋）
- 3 架設工計画書（抜粋）

工事請負契約に係る指名停止等の措置及び
指名停止審査会に関する要領（抜粋）○沖縄県土木建築部工事請負契約に係る指
名停止等の措置及び指名停止審査会に関
する要領〔昭和63年3月7日
土総第2447号〕

〔沿革〕 平成5年4月1日土総第14-2号、平成9年3月19日土総第2704-2号、平成13年3月2日土総第2521号改正、平成16年8月5日土企第1214号改正、平成17年3月31日改正、平成18年1月23日改正、平成18年7月26日改正、平成19年7月25日改正、平成20年6月16日改正、平成21年11月9日改正、平成22年3月17日改正、平成24年1月10日改正、平成25年3月15日改正

（趣旨）

第1条 この要領は、土木建築部が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第2項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）に指名停止に該当する行為があった場合の土木建築部の措置及び指名停止審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

（措置の決定）

第2条 有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を行う必要がある場合の当該措置の決定は、土木建築部長（以下「部長」という。）がこれを行う。

2 部長は、前項の措置の決定に際し、あらかじめ次条に規定する指名停止審査会に諮るものとする。

3 部長は、前項の規定にかかわらず、県発注工事に関し、他の部局において指名停止等の措置がなされた場合は、次条の規定する指名停止審査会に諮ることなく、他の部局が行った措置をもって、第1項の措置を決定することができる。

（指名停止審査会）

第3条 この要領に定めるところにより、何らかの措置を要する事案又は何らかの措置を要するおそれのある事案について、必要な事項を調査審議するとともに措置についての意見を調整するため、土木建築部に指名停止審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、会長及び審査員で構成する。ただし、審査会が必要と認めるときは、審査員以外の職員を参加させることができる。

3 会長は、部長をもって充てる。

4 審査員は、土木企画統括監、土木整備統括監、建築都市統括監、技術管理課長、土木総務課長、建設業指導契約監及び事業管理監をもって充てる。

（会長の権限）

第4条 会長は、会務を総括する。

2 会長に事故あるときは又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、統括監がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第5条 審査会は、部長が招集するものとし、構成員の過半数をもって成立する。

（指名停止）

第6条 部長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）

に掲げる措置要件の1に該当するときは情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、応急対策業務（災害時における応急対策に関する基本協定書第1条に規定する応急対策業務をいう。）の実施に当たり生じた工事事故については、本文によるほか、当該協定の趣旨を勘案し個別事案ごとに判断することができる。

- 2 部長が指名停止を行ったときは、指名担当者（土木建築部の本庁又は出先機関における工事の発注に際し、競争入札に付するための業者の指名又は随意契約を行うための業者の選定について、最終的に意志の決定を行う者をいう。以下同じ。）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第7条 部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 部長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第8条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 部長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 部長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超

える場合は36か月)まで延長することができる。

- 5 部長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 部長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第10号に該当し、かつ情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たな指名停止を行うことができるものとする。
- 7 部長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第9条 部長は、第6条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第10号の措置要件に該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第10号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき
- (3) 別表第2第4号から第6号まで又は第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本県の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第10条 部長は、第6条第1項若しくは第7条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なく通知するものとする。ただし、

別表第1 (第6条、第8条関係)

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 土木建築部の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 土木建築部において発注した工事(以下この表において「部発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、部発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 上記5以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 上記7以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名 停止審査会に関する要領 (抜粋)

農総第229号
制定：昭和63年4月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第2項に規定する建設業者格付け名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）に指名停止に該当する行為があった場合の農林水産部の措置及び指名停止審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置の決定)

第2条 有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を行う必要がある場合の当該措置の決定は、農林水産部長（以下「部長」という。）がこれを行う。

- 2 部長は、前項の措置の決定に際し、あらかじめ次条に規定する指名停止審査会に諮るものとする。
- 3 部長は、前項の規定にかかわらず、県発注の工事に関し、他部局において、指名停止等の措置がなされた場合は、次条に規定する指名停止審査会に諮ることなく、他の部局が行った措置をもって第1項の措置を決定することができる。

(指名停止審査会)

第3条 この要領に定めるところにより、何らかの措置を要する事案又は何らかの措置を要するおそれのある事案について、必要な事項を調査審議するとともに措置についての意見を調整するため農林水産部に指名停止審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長及び審査員で構成する。ただし、審査会が必要と認めるときは、審査員以外の職員を参加させることができる。
- 3 会長は、部長をもって充てる。
- 4 審査員は、農政企画統括監、農業振興統括監、農漁村基盤統括監、農林水産総務課長、農地農村整備課長、森林管理長及び漁港漁場課長をもって充てる。

(会長の権限)

第4条 会長は会務を総括する

- 2 会長に事故のあるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、統括監がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会は、部長が召集するものとし、構成員の過半数をもって成立する。

(指名停止)

第6条 部長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 部長が指名停止を行ったときは、指名担当者（農林水産部の本庁又は出先機関における工事の発注に際し、競争入札に付するための業者の指名又は随意契約を行うための業者の選定について、最終的

に意志の決定を行う者をいう。以下同じ。)は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 部長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 部長は、前条第1項又は前条第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第8条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 部長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 部長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月をこえるばあいは36カ月）まで延長することができる。

5 部長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 部長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第10号に該当し、かつ情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たな指名停止を行なうことができるものとする。

7 部長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第9条 部長は、第6条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行なう際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第10号の措置要件に該当することとなった場合は、指名停止の期間を更に加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行なうまいとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第10号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合にかかる確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号から第6号まで又は第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本県の職員又は他の公共機関が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第10条 部長は、第6条第1項若しくは第7条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なく通知するものとする。ただし、部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 部長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が農林水産部の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 指名担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がありあらかじめ部長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第12条 契約担当者(農林水産部の本庁又は出先機関において工事請負契約に係る事務を担当する者をいう。)は、指名停止期間中の有資格業者が当該契約担当者の担当する契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件該当業者等の報告)

第14条 現場を監督する農林水産部本庁の課長又は出先機関の長は、有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要するおそれのある事由があると認めるときは、遅滞なく部長に報告しなければならない。

(関係発注機関に対する通報)

第15条 部長は、第6条第1項若しくは第7条各項の規定により指名停止を行い、第8条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、関係機関に通報するものとする。

(秘密の保持)

第16条 関係職員は、この要領に基づく有資格業者の措置決定の過程において知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

第17条 審査会の庶務は、農林水産総務課で処置する。

附 則

この要領は、昭和63年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日 農総第2424号)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月8日 農企第2440号)

この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月31日 農企第1096号)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日 農企第1920号)

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月19日 農企第2207号)

この要領は、平成21年11月19日から施行する。

附 則 (平成22年4月23日 農企第339号)

この要領は、平成22年4月23日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 農企第2875号)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月24日 農総第302号)

この要領は、平成26年4月24日から施行する。

別表第1 (第6条、第8条関係)

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 農林水産部の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2. 農林水産部において発注した工事（以下この表において、「部発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3. 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4. 第2号に掲げる場合のほか、部発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5. 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6. 上記5以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7. 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8. 上記7以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内</p>

沖縄県企業局建設工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領(抜粋)

平成11年2月26日
制 定

[沿革] 平成19年7月5日、平成20年3月27日、平成21年11月30日改正、平成22年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、企業局が発注する工事の請負契約の適正な履行を確保するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号）第5条第2項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者（以下『有資格業者』という。）に指名停止に該当する行為があった場合の企業局の措置及び指名停止審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置の決定)

第2条 有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を行う必要がある場合の当該措置の決定は、企業局長（以下『局長』という。）がこれを行う。

2 局長は、前項の措置の決定に際し、あらかじめ次条に規定する指名停止審査会に諮るものとする。

3 局長は、前項の規定にかかわらず、県発注工事に関し、他の部局において指名停止等の措置がなされた場合は、次条に規定する指名停止審査会に諮ることなく、他の部局が行った措置をもって、第1項の措置を決定することができる。

(指名停止審査会)

第3条 この要領に定めるところにより、何らかの措置を要する事案又は何らかの措置を要するおそれのある事案について、必要な事項を調査審議するとともに措置についての意見を調整するため、企業局に指名停止審査会（以下『審査会』という。）を置く。

2 審査会は、会長及び審査員で構成する。ただし、審査会が必要と認めるときは、審査員以外の職員を参加させることができる。

3 会長は、局長をもって充てる。

4 審査員は、企業技監、企業企画統括監、企業技術統括監、総務企画課長、配水管理課長及び建設計画課長をもって充てる。

(会長の権限)

第4条 会長は、会務を総括する。

2 会長に事故あるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、企業企画統括監がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会は、局長が招集するものとし、構成員の過半数をもって成立する。

(指名停止)

第6条 局長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下『別表各号』という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 局長が指名停止を行ったときは、指名担当者（企業局の本庁又は出先機関における工事の発注に際し、競争入札に付するための業者の指名又は随意契約を行うための業者の選定について、最終的に意思の決定を行う者をいう。以下同じ。）は、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 局長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 局長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企

業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 局長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第8条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第10号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）

3 局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 局長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第10号に該当し、かつ情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たな指名停止を行うことができるものとする。

7 局長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第9条 局長は、第6条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第10号の措置要件に該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第10号に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第4号から第6号までに又は第10号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害する行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 本県の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第10号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第10条 局長は、第6条第1項若しくは第7条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で遅滞なく通知するものとする。ただし、局長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 局長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が企業局の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 指名担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ局長の承認を受けたときはこの限りでない。

（下請等の禁止）

第12条 契約担当者（企業局の本庁又は出先機関において工事請負契約に係る事務を担当する者をいう。）は、指名停止期間中の有資格業者が当該契約担当者の担当する契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第13条 局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（措置要件該当業者等の報告）

第14条 現場を監督する企業局本庁の課長又は出先機関の長は、有資格業者について、この要領に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要するおそれのある事由があると認めたときは、遅滞なく局長に報告しなければならない。

（関係発注機関に対する通報）

第15条 局長は、第6条第1項若しくは第7条各項の規定により指名停止を行い、第8条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、関係発注機関に通報するものとする。

（秘密の保持）

第16条 関係職員は、この要領に基づく有資格業者の措置決定の過程において知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

（審査会の庶務）

第17条 審査会の庶務は、企業局総務企画課で処理する。

附則

この要領は、平成11年2月26日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月5日から施行する。

附則（平成20年3月27日企業総第1943号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年11月30日企業総第1431号）

この要領は、平成21年11月30日から施行する。

附則（平成22年4月1日企業総第86号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第8条関係)

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 企業局の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 企業局において発注した工事(以下この表において「局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内</p>
<p>6 上記5以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内</p>
<p>8 上記7以外工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内</p>

第1編 共通編 第1章 総則

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6. 工事用道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合にお

平成25年度施行


工事番号 425400200191

工事名 3・4・8号パイプライン線街路改良工事(H25-1)


架設工計画書

-Construction PLAN-

発注者

 沖縄県 土木建築部 中部土木事務所 河川都市港湾班

施工者

 有限会社 長浜建設

工事概要

1-1 概要

本工事における工場製品輸送工(輸送工)とPC橋工(架設工(クレーン架設))の詳細な施工計画について記載するものとする。

1-2 工事数量

以下に工事数量を示す。

工種	仕様・規格	単位	数量
工場製品輸送工	A1～A2径間	式	1
輸送工	プレテンションホロー桁 N=22本	t	514.8
PC橋工	A1～A2径間	式	1
架設工(クレーン架設)	プレテンションホロー桁 N=22本	t	514.8

1-3 施工体制

以下に施工体制を示す。

作業内容	業者名
計画・施工管理(統括指揮)	(有)長浜建設
計画・施工管理	沖縄ピーシー(株)
工場製品輸送工	(株)新丸
桁架設工(トラッククレーン)	360t吊
桁架設工(据付け等)	(株)新丸
交通誘導	

1-4 日程

桁架設工(架設準備作業、クレーン組立解体含む)の日程は平成26年 1月11日～1月16日とする。このうち桁運搬・架設作業は1月13日～1月15日とする。

悪天候時または予期せず作業できない場合は、順延するものとする。

1-5 作業時間帯

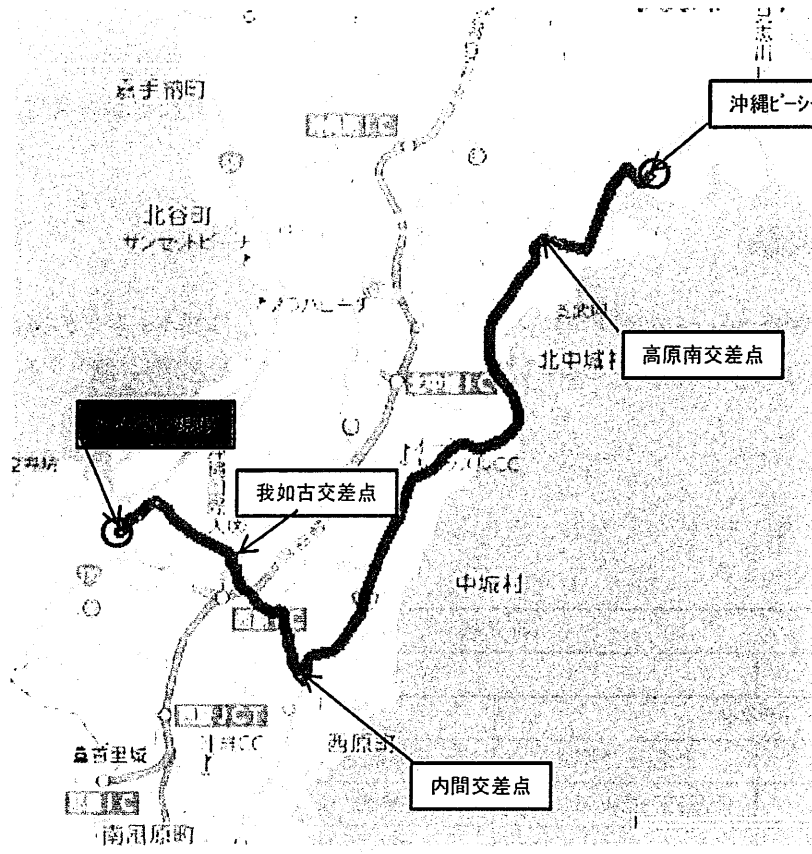
架設準備作業およびクレーン組立解体作業については昼間の施工とするが、桁運搬・架設作業については、下記理由につき夜間作業とする。

・工事管理区域(以下作業ヤード)のスペースの都合上、桁運搬車両の入場・待機および仮置きができず、近隣の市道路側帯を待機場所とする。桁架設作業時には待機場所より1台ずつ現場(A2橋台側面)に進入させ、取り下し架設する。

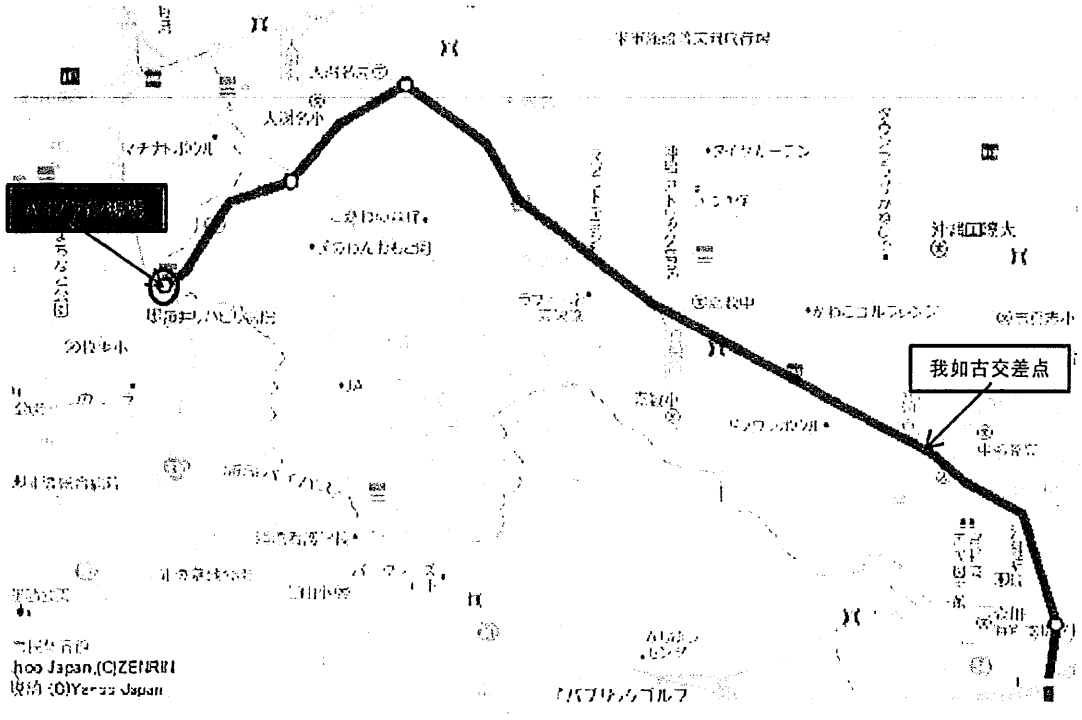
桁運搬車両を通行許可時間内(9:00～6:00)に全数進入させるためには、夜間での架設作業が必要となる。

運搬経路

運搬経路を以下に示す。



運搬経路	
沖縄ピーシー工場 沖縄市海邦町3-27	
県道85→20号	
高原南交差点	
国道329号	
内間交差点	
県道34号	
我如古交差点	
県道34→251号	
ハイプライン現場 浦添市牧港地内	



hoo Japan (C)ZENRI
建設 (C)Yeruo Japan

施工方法(桁架設工)

人員配置

会社名	役割	氏名・人員	備考
長浜建設	統括施工管理 施工管理 (安全管理全般) 施工管理 (交通規制管理全般)	██████████	現場代理人
沖縄ピーシー	施工管理 (運搬・架設作業統括指揮)	██████████	主任技術者
新丸	コンクリート橋架設等作業主任者 車輛運行管理	██████████	主任技術者
〃	玉掛け技能講習終了	1名(正) 1名(副)	
〃	架設作業員	6名	玉掛作業兼ねる
天久重機	移動式クレーン運転士	1名	
	交通誘導員(通行規制)	4名	

架設要領

①クレーンの設置

・支持及び保護

クレーンアウトリガーの下にアウトリガーの支持版及び路面の保護材として敷き鉄板を設置する。

クレーンはA1橋台背面平行に据え付ける。

②トレーラーの停車

周囲に誘導員を配置し、安全を監視する。

車輛の誘導は第三者を優先し、また周囲への影響を念頭に置きの確な判断・誘導を行う。

車輛運転手は進行方向の安全を確認しつつ、誘導員の合図に従って進入する。

③主桁の架設

予め、橋座面に設計通りの主桁ラインを墨出ししておく。

架設の順序通りに、1本ずつ架設を行う。

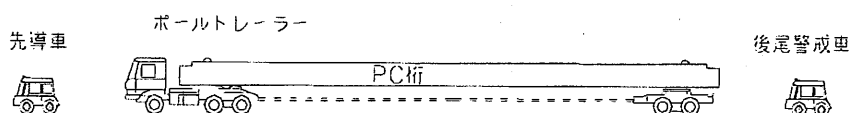
桁の据付は、墨に合わせて所定の位置に収める。

留意事項・安全対策

運搬工

- ・主桁をトレーラーに積み込む際にはPC桁を損傷しないように十分注意して行う。
- ・主桁の運搬経路は現場搬入前に調査しておく。
- ・主桁の運搬作業は交通法規則を守り安全運転に努める。運搬作業はPC桁に損傷を与えないように、速度、交差点、路面の凸凹等に注意して行い、先導車を配置して一般車両、歩行者等の誘導に当たらせる。又運搬作業中は緊急時における連絡体制を確立し把握しておく。
- ・運搬前、予定ルートに交通規制、夜間工事など支障物などが無いか確認する。
- ・運搬は夜間(21時～6時)を基本とし、運行許可証記載の事項を遵守する。
- ・一般交通法規を遵守し、交差点通過時は一般車両の通行を最優先する。
- ・現場付近で待機・停車する場合はエンジンの空ぶかしなどは避け、所定の位置に停車したら速やかにエンジンを切る。
- ・現場に到着した後、PC桁に有害なひび割れ・破損などが無いか、目視にて確認する。

ポールトレーラー運行図



主桁架設工

- ・作業前に作業員(クレーン運転手、合図者、橋梁特殊工)等に作業の方法、手順など諸注意事項を周知させる。
- ・クレーン運転手と誘導者及び合図方法を定めておく。
- ・クレーン据付地盤の安定及びクレーンの旋回半径安全を確認する。
- ・玉掛け具の始業時点検を行い確認する。
- ・架設作業は作業主任者を選定し直接指揮に当たらせる。
- ・架設作業中の作業半径内及び吊り荷下の立ち入りを禁止する。
- ・クレーンでの過負荷作業を禁止する。
- ・クレーンでPC桁を吊り上げる前に玉掛け具、吊り装置が正常に定着されていることを確認後、吊り上げを行う。
- ・運搬車よりPC桁を吊り上げ、旋回作業を行う際には吊り荷に介錯ロープを取り付けて吊り荷の自由旋回を防止する。
- ・PC桁をクレーンで所定の位置に置いた状態で玉掛けワイヤーを外す前に再度、設置位置を確認し、玉外しを行う。